

## スターカードローン（口座なしタイプ）規定（新生フィナンシャル保証）

借主は、本規定を承認のうえ、株式会社東京スター銀行（以下「銀行」といいます。）の当座貸越取引「スターカードローン（口座なしタイプ）」（以下「本ローン」といいます。）を利用するものとします。また借主は、本ローンにより銀行に対して負う一切の債務（以下「本借入債務」といいます。）について、株式会社新生フィナンシャル（以下「保証会社」といいます。）の連帯保証を受けるものとし、「保証委託約款」を承認のうえ、保証会社にその保証を委託します。

### 第1条（取引方法）

1. この取引はインターネットバンキング取引等銀行の定める方法による借入れおよび返済取引のみとし、小切手、手形の振出あるいは引受、公共料金等の自動支払は行わないものとします。
2. 借主は、第2条に定める利用限度額を超えない範囲で、繰り返し追加して借入れできるものとします。ただし、この契約の各条項に基づいて新たな貸越が中止され、またはこの契約が終了した場合は、この限りではありません。

### 第2条（利用限度額）

1. 本ローンの当初利用限度額は、銀行の決定する額とします。なお、銀行がやむを得ないものと認めて利用限度額を超えて借主に対し当座貸越を行った場合にも、この契約の各条項が適用されるものとします。
2. 次の各号に該当したときは、銀行はいつでも利用限度額を減額（利用限度額をゼロにすることを含む。）することができるものとします。なお、本項に基づき利用限度額が減額されたことにより、この契約に基づく当座貸越元金の残高（以下、「貸越残高」といいます。）が利用限度額を超えた場合においても、この契約の各条項が適用されるものとします。
  - (1) 借主がこの契約に定める各条項に違反したとき。
  - (2) 借主の信用状態の変化その他の理由により、銀行または保証会社が適当と認めたとき。
3. 銀行は、第1項にかかわらず、本ローンの利用限度額を当初利用限度額（借主が銀行所定の手続により利用限度額を変更した場合は、変更後の利用限度額をいいます。）を超えて増額することができるものとします。この場合、銀行は、借主に対して変更後の利用限度額および変更日等必要な事項を銀行所定の方法で通知するものとします。
4. 前項の通知が借主に到達し、または第18条第2項により到達したとみなされるとき以降に、本借入債務が増額前の利用限度額を超えた場合は、借主が利用限度額の増額を承認したものとします。

### 第3条（契約期間）

1. この契約に基づき、利用限度額を利用できる期間（以下、「契約期間」といいます。）は、契約日から1年間とします。ただし、期間満了日の前日までにいずれの当事者からも契約期間を延長しない旨の申出がない場合には、契約期間は同期間延長されるものとし、以後も同様とします。なお、借主の年齢が期間満了日の時点で満66歳に達していた場合は期間延長しないものとします。
2. 第1項の期間延長が行なわれなかった場合、以下のとおりの取扱いとします。
  - (1) 期間満了日の翌日以降、銀行は新たな貸越を行いません。
  - (2) 期間満了時の本借入債務については、この契約の各条項にしたがい返済するものとします。
  - (3) 期間満了日に本借入債務が存在しないとき、または前号により本借入債務が完済されたときには、この契約は終了するものとします。

### 第4条（利息・損害金）

1. (1) 本ローンの利息は、銀行所定の利率によって計算し、毎月の返済日に支払うものとします。利息の計算は、前回返済日から当該返済日の前日までの貸越残高に対して、銀行所定の利率により、付利単位 1,000 円、1 年を 365 日とする日割計算により算出するものとします。
- (2) 本ローンの利息には、保証会社の保証料を含むものとします。なお、保証料は銀行所定の方法により保証会社に支払うものとします。
- (3) 元金金の返済が遅れたときは、遅延している元金に対して損害金を支払うものとします。なお、損害金の料率は、第 1 項に定める本ローンの利息の利率と同一とします。
2. (1) 金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、銀行は利率、損害金の料率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。
- (2) 前号による利率、損害金の料率の変更の内容は、銀行のホームページ (<http://www.tokyostarbank.co.jp/>) に掲示するものとします。なお、変更日以降の取引もこの契約の条項により取扱われるものとします。

#### 第 5 条（約定返済）

1. 借主は、各返済日（毎月 5 日とします。なお、返済日が銀行の休日の場合は、その日の翌営業日。以下同じ。）に、返済日が属する月の前月 20 日（以下「基準日」といいます。）の貸越残高に応じ、次に定める金額（以下、「約定返済額」といいます。）を返済します（本条に基づく返済を、以下「約定返済」といいます。）。

貸越残高	約定返済額
50 万円以下	10,000 円
50 万円超 100 万円以下	20,000 円
100 万円超 150 万円以下	30,000 円
150 万円超 200 万円以下	40,000 円
200 万円超 250 万円以下	50,000 円
250 万円超 300 万円以下	55,000 円
300 万円超 350 万円以下	65,000 円
350 万円超 400 万円以下	75,000 円
400 万円超 450 万円以下	85,000 円
450 万円超 500 万円以下	95,000 円
500 万円超 600 万円以下	105,000 円
600 万円超 700 万円以下	115,000 円
700 万円超 800 万円以下	125,000 円
800 万円超 900 万円以下	135,000 円
900 万円超 1,000 万円以下	145,000 円

2. (1) 基準日に貸越残高がない場合、約定返済は行わないものとします。
- (2) 基準日における貸越残高が前項の約定返済額の最低金額に満たない場合には、当該貸越残高を約定返済額とします。
- (3) 基準日に貸越残高がなく、未払利息または損害金がある場合は、次回返済日の返済用預金口座の残高にかかわらず、基準日の直後に到来する返済日に当該未払利息および損害金を貸越残高に組み入れるものとします。また、前号の場合で、未払利息または損害金があるときには、基準日の直後に到来する返済日に前号による約定返済がなされた場合（次条第 3 項により、もしくは第 7 条の任意弁済により、当該返済日以降の日当該返済日になされるべき約定返済額に相当する返済がなされた場合、または当該返済日以降の複数回の任意返済の合計額が当該約定返済額に達した場合を含みます。）に、当該未払利息および損害金を貸越残高に組み

入れるものとしします。

3. 前回返済日から当該返済日の前日までの貸越残高に対し発生する未払利息および損害金（以下「約定利息等」といいます。）が、第1項に定める約定返済額を上回る場合には、当該約定利息等のうち当該返済日の約定返済額により充当されなかった金額は、当該返済日において元本に組み入れるものとしします。また、かかる場合において、次条第3項により、もしくは第7条の任意弁済により、当該返済日以降の日に当該返済日になされるべき約定返済額に相当する返済がなされた場合、または当該返済日以降の複数回の任意返済の合計額が当該約定返済額に達した場合も同様としします。
4. 借主は、第11条により銀行が新たな貸越を中止した場合もしくは契約期間が満了した場合も約定返済を行います。その場合、約定返済は、その時点の約定返済額を完済まで支払うものとしします。

#### 第6条（約定返済の自動支払）

1. 借主は、第5条による約定返済のため各返済日までに約定返済額相当額を借主が銀行所定の方法により届け出た借主名義の預金口座（以下「返済用預金口座」といいます。）に預け入れておくものとしします。
2. 銀行は、各返済日に約定返済額を口座振替により返済用預金口座から引き落としのうえ、毎回の返済にあてるものとしします。ただし、返済用預金口座の残高が約定返済額に満たない場合には、銀行はその一部を返済にあてる取扱はせず、返済が遅延することとなります。返済が遅延した場合、借主は、本項に規定する約定返済方法に加え、銀行の指定する口座（以下「ローン口座」といいます。）に直接入金する方法により返済ができるものとしします。
3. 第1項による預入れが毎月の返済日より遅れた場合には、銀行は次回以降の返済日において、遅延した約定返済額（以下「延滞額」といいます。）および当該返済日の約定返済額の合計額の全部または一部をもって、第2項と同様の取扱いができるものとしします。

#### 第7条（任意返済）

1. 第5条による約定返済のほか、借主はいつでも借入残高に対して任意の金額を返済できるものとしします。なお、この返済を行った場合においても、第5条の約定返済は通常どおり行うものとしします。
2. 前項の繰上返済は、第6条に規定する口座振替による方法に加え、ローン口座に直接入金する方法により行うものとしします。

#### 第8条（返済金の充当順位）

銀行は、借主の返済金（第17条の費用として支払われたものを含む。）を(1)費用、(2)損害金、(3)利息、(4)元本の順に充当するものとしします。ただし、第6条第3項の規定により返済日に延滞額と当該返済日の約定返済額の合計額の一部が返済用預金口座から引き落とされ返済に充てられる場合、および借主が任意弁済を行った場合には、銀行が適当と認める順序により充当でき、借主はこれに異議を述べないものとしします。

#### 第9条（借入残高を上回る金額を返済した場合）

借主が返済時における貸越残高を上回る金額を返済した場合、銀行は、貸越残高と返済金額の差額を銀行所定の振込手数料を差し引きの上、借主の返済用預金口座に返金することができるものとしします。また、借主が本借入債務全額を上回る金額を返済した場合も、銀行は同様の取扱いを行うことができるものとしします。

#### 第10条（期限前の全額返済義務）

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は、銀行から通知催告等がなくても、本借入債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務全額を弁済します。

- (1) 借主について支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始もしくは特定調停の申立があったとき。
  - (2) 借主が手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
  - (3) 借主の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
  - (4) 債務の返済を遅延し、書面にて督促されたにもかかわらず次の返済日までに返済しなかったとき。
  - (5) 借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明となったとき。
2. 次の各場合には、借主は、銀行からの請求によって、本借入債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務全額を弁済します。

- (1) 借主が、本借入債務その他銀行に対する債務の一部でも期限に履行しなかったとき。
  - (2) 借主が第 15 条の規定に違反したとき。
  - (3) この契約に関し、借主が銀行に虚偽の届出、資料提供または報告をしたことが銀行において判明したとき。
  - (4) 前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
3. 第 2 項の場合において借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど、借主が責任を負わなければならない事由により請求が延着しまたは到着しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。

#### 第 11 条（契約の終了、解約、中止）

1. 次の各号に該当したときは、銀行はいつでも新たな貸越を中止できるものとします。
- (1) 借主が返済を延滞したとき。
  - (2) 借主の利用状況等から銀行が適当と判断したとき。
  - (3) 借主がこの契約に定める各条項（本規定のほかオンライン契約 WEB 利用に関する特約事項の各条項を含む。）に違反したとき。
  - (4) 借主が第 10 条第 1 項または第 2 項の各号の事由の一つでも該当したとき。
  - (5) 銀行または保証会社が借主の信用状態に著しい変化が生じたと認めたとき。
2. 借主が第 10 条第 1 項または第 2 項の各号の事由の一つでも該当し、本借入債務全額について期限の利益を失った場合には、銀行はこの契約を解約できるものとします。
3. 前項によりこの契約が解約された場合、借主は、直ちに本借入債務の全額を返済するものとします。
4. 借主は本借入債務の全額を返済することにより、いつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、借主は、本借入債務の全額を返済のうえ、銀行に対し銀行所定の方法により、この契約の解約を通知するものとします。

#### 第 12 条（差引計算）

1. 銀行は、本借入債務のうち弁済日が到来した債務または第 10 条または第 11 条によって返済すべき債務と、借主の銀行に対する預金等の債権とを、その債権の期限の如何にかかわらずいつでも相殺することができます。
2. 前項の相殺ができる場合には、銀行は、事前の通知および所定の手続きを省略し、借主に代わって諸預け金の払戻しを受け、本借入債務の弁済に充当することができます。
3. 前各項によって差引計算をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を差引計算実行の日までとし、利率、料率については銀行の定めによるものとし、また外国為替相場については銀行の差引計算実行時の相場が適用されます。

#### 第 13 条（借主からの相殺）

借主は、本借入債務の期限が未到来であっても、本借入債務と借主の銀行に対する預金等の債権とを、その債権

の期限の如何にかかわらず相殺することができます。この相殺については、本規定に定められているものを除き、相殺に用いられる預金（自働債権）の預金規定に定められている「保険事故発生時における預金者からの相殺」に関する条項（またはこれに準ずる条項）が適用されます。

#### 第 14 条（債務の返済等にあてる順序）

1. 銀行から相殺する場合に、本借入債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上の理由等により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べません。
2. 借主から相殺をする場合に、本借入債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、借主は、どの債務との相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務との相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べません。
3. 借主の銀行に対する債務の一つでも返済の遅延が生じている場合等において、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあると銀行が判断したときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べません。
4. 第 2 項なお書または第 3 項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来した債務とします。

#### 第 15 条（代り証書等の差し入れ）

事変、災害等やむを得ない事情によって証書（電子データを含む）その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、銀行の請求によって代り証書等を差し入れるものとします。

#### 第 16 条（本人確認方法）

1. この契約の締結または届出・契約事項の変更、解約等の銀行所定の手続きを行う場合、借主は銀行所定の書面に署名するとともに、銀行所定の借主本人であることを確認できる資料（以下「本人確認資料」といいます。）を提示または提出（以下「提示等」といいます。）するものとします。ただし、借主が銀行に他の取引に関し印鑑を届け出ている場合には、銀行の認める手続きに限り、本人確認資料の提示等に代えて、銀行所定の書面に届出印鑑を押印することにより手続きを行うことができるものとします。
2. 銀行は、前項の手続きの全部または一部につき、電話その他の借主と直接対面しない方法により行うことができるものとし、かかる手続きにおいて、銀行は、銀行所定の事項の入力、聴取等により、相手方が借主本人であることの確認を行うことができるものとします。
3. 銀行が前 2 項の本人確認を相当の注意を持って取り扱ったときは、書類の偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

#### 第 17 条（諸費用の支払い方法）

この契約に関し、またはこの契約に基づく取引に関し必要となる印紙代等の費用は借主が負担するものとします。この費用については、銀行は、預金規定に関わらず、銀行所定の日に払戻請求書によらず返済用預金口座から自動引落し、あるいは借入金から差し引きのうえ支払に充当することができるものとします。

#### 第 18 条（届出事項）

1. 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届けた事項に変更があったときは、借主は、直ちに銀行所定の方法で届け出るものとします。
2. 借主が前項の届出を怠ったため、銀行が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

#### 第 19 条（報告および調査）

1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、銀行に対して、借主の信用状態ならびに担保の状況について遅滞なく報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 借主は、借主の信用状態または担保の状況について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがある場合には、銀行に対して報告するものとします。

#### 第 20 条（管理・回収業務の委託）

銀行は、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣により営業許可を受けた債権管理回収会社に対して、この契約による貸付債権の管理・回収業務を委託できるものとします。

#### 第 21 条（成年後見人等の届出）

1. 借主は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、または後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を、それを証する書面を添えて書面によって届出します。借主の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出します。
2. 借主は、任意後見契約に基づき任意後見人を選任したとき、または家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を、それを証する書面を添えて書面によって届出します。
3. すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合または任意後見人および任意後見監督人の選任がなされている場合にも、借主は、前 2 項と同様に届け出るものとします。
4. 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、借主は、同様に届出します。
5. 前各項の届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

#### 第 22 条（債権譲渡）

1. 借主は、銀行が将来この契約による貸付債権を他の金融機関等に譲渡（信託を含む。）することおよび銀行が譲渡した債権を再び譲り受けることをあらかじめ承諾します。この場合、借主に対する通知を省略することができます。
2. 前項により債権が譲渡された場合、銀行は、譲渡した債権に関し、譲受人（信託の受託者を含む。）の代理人になるものとします。借主は、銀行に対し、従来どおり本規定に定める方法によって毎回の元利金返済額を支払い、銀行は、これを譲受人に交付するものとします。ただし、譲受人との約定によって、銀行が代理人の地位から脱退する場合があります。

#### 第 23 条（合意管轄）

この契約に関して訴訟の必要を生じた場合には、銀行の本店またはこの取引の属する支店を管轄する裁判所を、第一審の合意管轄裁判所とします。

#### 第 24 条（個人信用情報機関への登録等）

1. 借主は、下記の個人情報（その履歴を含む）が銀行が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいいます。ただし、銀行法施行規則第 13 条 6 の 6 等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限ります。）のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（ご本人への郵便不着の有無等を含みます）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、破産申立、強制回収手続、債権譲渡、解約、完済等の事実を含みます）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申し込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヵ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 借主は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、銀行が加盟する個人信用情報機関および同機関と連携する個人信用情報機関の加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の会員資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（銀行では行えません）。

(1) 銀行が加盟する個人信用情報機関

全国銀行個人信用情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

TEL 03-3214-5020

(株)日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp/>

TEL 0570-055-955

(2) 同機関と提携する個人信用情報機関

全国銀行個人信用情報センター、(株)日本信用情報機構および(株)シー・アイ・シーは、相互に提携しております。

(株)シー・アイ・シー <https://www.cic.co.jp/>

TEL 0120-810-414

## 第25条（反社会的勢力の排除）

1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

4. 前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

#### 第26条（第三者弁済）

銀行は、第三者による弁済申出があった場合には、借主の意思に反しない弁済として取り扱うことができるものとします。

#### オンライン契約WEB利用に関する特約事項（スターカードローン（口座なしタイプ））

スターカードローン（口座なしタイプ）（以下「本ローン」といいます。）の契約申込みの際し、銀行のウェブページ上で契約申込みをするサービス（以下「オンライン契約WEB」といいます。）を利用する場合、本ローンの申込み、契約およびご利用は、以下の各条項についてご承認いただくことが条件となります。

1. オンライン契約WEBを利用し、本ローンに係る契約の申込みを行う場合、銀行は、契約申込内容を承認したうえで、本人限定受取郵便にて、本ローン申込人につき法令で定められた本人確認手続きを行うものとし、かかる本人確認手続きの完了をもって本ローンに係る契約が成立し、その効力を生ずるものとします。

2. オンライン契約WEBでの申込みに当たっては、スターカードローン（口座なしタイプ）規定（新生フィナンシャル保証）（以下「本ローン規定」といいます。）第16条記載の本人確認方法に加え、以下のとおり取り扱うものとします。

(1) 本ローンをオンライン契約WEBにより申し込む際には、申込者本人が、オンライン契約WEBの利用画面の表示に従い、ログインID、ログインパスワードを入力の上銀行に送信するものとします（ログインID、ログインパスワードは本ローン申込時に銀行のローン申込ウェブサイト上で入力し、または、銀行所定の本ローン申込用電話にて告知し、銀行に登録されているEメールアドレスへ送信されます）。銀行は、これにより送信されたログインID、ログインパスワードと銀行に登録されているログインID、ログインパスワードが一致することを銀行所定の方法で確認することで、オンライン契約WEBを現に利用している者が申込者本人であることを確認するものとします。この方法にて本人確認を行った後に、銀行は、オンライン契約WEBによる取引を行います。なお、銀行は、本項による本人確認の手続きが完了しない限りオンライン契約WEBによる取引依頼を受け付けません。

(2) ログインID、ログインパスワードは厳重に管理し、盗難、紛失等により、盗用されるおそれがある場合には、ただちに、所定の方法により銀行に届け出るものとします。

3. オンライン契約WEBでの申込内容は、申込人が、ローン規定の内容に同意し、申込みの契約内容を確認したうえで、オンライン契約WEB上での『確認し契約を申し込む』ボタンを押下したときに確定するものとし、特に定めのない限り、以後、申込内容の取消、変更は行うことができないものとします。



4. 契約者は、オンライン契約WEBで申込みを行った契約の内容について、銀行が契約者に送付する書面により確認するものとします。万一、その内容が申込内容と相違する場合、契約者はただちに銀行に連絡するものとします。なお、オンライン契約WEBでの申込みによるローン契約の契約書原本は、銀行が機械記録により保存するものとし、申込内容につき契約者と銀行との間に疑義が生じた場合には、銀行の機械記録の内容をもって取り扱うものとし、

5. オンライン契約WEBの利用についての銀行の責任は以下のとおりとします。

(1) 第2項(1)の方法にて銀行が本人確認のうえ取引をしたときは、ログインID、ログインパスワードにつき偽造・変造・盗用・不正使用その他の事故があっても、銀行は、当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害について、銀行の責めに帰すべき事由がない限り、銀行は責任を負いません。

(2) 銀行は、次の事由により生じた損害について責任を負いません。

①銀行の責めによらない通信機器・回線およびパーソナルコンピュータ等の障害や誤作動があった場合

②天災・火災・騒乱等の不可抗力および裁判所等公的機関による措置等があった場合

③銀行が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じた場合

(3) 銀行は、通信経路において盗聴がなされたことにより、ログインID、ログインパスワード等や取引情報が漏洩したために生じた損害について責任を負いません。また、コンピュータウィルス等により生じる損害についても、同様とします。

6. 通信回線の障害等によりオンライン契約WEBの利用が中断したと判断される場合には、障害回復後に、再度ログインして取引状況を照合するか、オンライン契約WEBの画面上の問い合わせ先にお問い合わせください。